



2019年5月27日

各 位

会社名 株式会社細田工務店
代表者名 代表取締役社長 阿部 憲一
(コード番号:1906 東証 JASDAQ)
問合せ先
役職・氏名 取締役経営企画部長 武藤 雅康
電話 03-3220-1111

「内部統制システム構築に関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、2019年5月27日開催の取締役会において、「内部統制システム構築に関する基本方針」を一部改定することを決議いたしましたので、下記のとおり改定後の内容をお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、総務部担当取締役を当社グループにおけるコンプライアンス全体に関する統括責任者として、経営方針に則った当社グループの「倫理行動規範」を作成するとともに、当社グループの取締役及び使用人に法令及び「倫理行動規範」の遵守を徹底する。
- ②当社グループのコンプライアンスに関連する問題が発生した場合には、その内容及び対処案が総務部担当取締役を通じトップマネジメント、取締役会、監査役会に報告される体制を構築する。
- ③監査役は、当社グループにおけるコンプライアンス体制の問題点の把握に努め、その内容を取締役会に報告するとともに、必要に応じて助言、勧告を行う。
- ④内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社グループにおけるコンプライアンス体制が適正に実行されているか否かを監査する。
- ⑤当社は、当社グループにおけるコンプライアンスの徹底及び通報者保護を目的とする内部公益通報保護規程に基づき、当社グループの取締役及び使用人が直接通報を行うことができる内部通報窓口及び社外の有識者による外部通報窓口を設置し、コンプライアンスに関連する問題の発生防止及び早期発見に努める。
- ⑥当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本方針」を制定し、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムを構築する。また、その内部統制システムが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行い、金融商品取引法及びその他関係法令等との適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制

- ①当社グループは、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこととし、これら勢力等による不当要求

に対しては毅然とした態度で臨む。

- ②当社グループの基本理念を定めた「倫理行動規範」に反社会的勢力への対応項目を掲げ、反社会的勢力の排除に向けて当社グループ全体で取り組む。
- ③当社は、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）に入会しており、定期的に研修を受け、反社会的勢力に関する情報を入手する。また、反社会的勢力に関する問題が生じた場合には、総務部が対応マニュアルに基づき弁護士を含む専門家と連携し適切な処置をとる体制を整備する。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、法令及び文書管理規程に基づき、文書等の保存及び管理（廃棄を含む。）を実施し、必要に応じて保存及び管理状況の検証、規程等の見直し等を行う。
- ②情報の管理については、情報リスク管理規程として規定された各規程類に基づき対応する。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループは、当社取締役会をリスク管理に関する最高責任機関として、リスク管理規程、BCP関連規程等に基づき、当社グループ全体のリスク管理活動を適切に行うために「リスク管理委員会」を設置する。「リスク管理委員会」は、個別リスク所管部署および関係部署、情報リスク管理委員会、安全衛生委員会、環境委員会、顧客要望共有委員会への指示・監督・モニタリングを行い、各々のリスク管理活動を統括する。
- ②当社は、当社グループにおける情報セキュリティに関するリスクを管理する組織として、「情報リスク管理委員会」を設置し、情報リスク管理に関する諸規程の整備、運用状況の確認を行うとともに当社グループ使用人に対する研修等を企画実行する。
- ③当社は、当社グループの使用者の被災の防止及び健康の維持、増進を図り、快適な職場環境の形成を目的とした組織として「安全衛生委員会」を設置し、安全衛生管理活動の円滑な推進を図る。
- ④当社は、当社グループの廃棄物・リサイクルガバナンス構築を目的とした組織として、「環境委員会」を設置し、廃棄物の処理、リサイクルに関して常に高い意識を持つとともに、環境問題への全社的な取り組みを推進する。
- ⑤当社は、当社グループの社員が受け付けたお客様からの「ご意見・ご不満の声」等を集約し、社内での情報共有及び対応のフォローを行い、さらに再発防止を図ることを目的とした組織として「顧客要望共有委員会」を設置し、お客様対応の円滑な推進を図る。
- ⑥当社は、当社グループが施工供給する建築物について、品質管理検査その他品質を確保するための業務を行い、品質の向上を図る。
- ⑦当社は、代表取締役に直属する内部監査室を設置し、内部監査規程に基づく監査を実施する。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、定例の取締役会を毎月1回以上開催し、当社グループにおける重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。また、取締役、執行役員が出席する常務会を原則毎月2回開催し、当社グループにおける重要案件の審議を行う。併せて、取締役、執行役員及び関係部長が出席する

経営会議を原則毎月1回以上開催し、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業務報告を通じ定期的に把握する。

- ②執行役員制度により、権限と責任の明確化を図るとともに、業務執行の迅速な意思決定を行う。
- ③将来の事業環境を踏まえグループ中期経営計画及び各年度予算を立案し、当社グループの取締役及び使用人が共有するグループ全体の目標を設定する。当社グループ各部署においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。
- ④日常の職務遂行に際しては、当社グループにおける職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに従い業務を遂行する。

6. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、グループ企業集団としての業務の適正と効率性を確保するために必要なグループとしての規範、規則を整備する。
- ②代表取締役及び職務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従い、当社グループが適切な内部統制システムの構築・運用を行うよう指導する。
- ③当社グループの経営については、その自主性を尊重しつつ、当社の取締役会において事業内容の定期的な報告及び重要案件についての事前協議を行う。
- ④監査役及び内部監査室は、定期又は臨時に当社グループの管理体制を監査し、代表取締役に報告する。

7. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社が定める関係会社管理規程において、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務付ける。
- ②当社は、当子会社において重要な事象が発生した場合には、当社の取締役が出席する子会社の取締役会を開催し、報告を義務づける。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、当該使用者の取締役からの独立性及び当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ①当社は、必要に応じて、監査役の職務を補助すべき使用者を配置する。
- ②監査役の職務補助のための使用者を配置する場合には、その人事について、取締役と監査役が意見交換を行う。
- ③監査役の職務補助のための使用者は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、当該使用者に対する人事異動・人事評価・懲戒処分等については監査役の意見を聴取する。

9. 取締役及び使用者等が監査役に報告をするための体制及びその他の監査役への報告に関する体制並びに監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役は、常に監査役との意思疎通に留意し、監査役監査に協力するとともに、次の事項に該当す

る場合は、遅滞なく監査役に報告する。

- i. 監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合
- ii. 当社グループの組織、諸規程、会計及び業務に関する諸制度を変更する場合
- iii. 当社グループの取締役が当社グループとの間で自己取引、利益相反取引及び競業取引を行う場合
- iv. 法令等の違反行為等、その他当社グループに著しい損害又は重大な事故を招くおそれのある場合

②監査役は、次の事項について必要ある場合は、当社グループの取締役に対し意見を述べる。

- i. 前項にかかる当社グループの取締役及び使用人の報告を受けた場合
- ii. 当社グループの取締役の経営方針、計画又はその執行につき、重大なコンプライアンス違反を招くおそれがあると認められる場合
- iii. その他、当社グループに著しい損害又は重大な事故を招くおそれのある事実を発見した場合

③執行役員は、監査役に対し、定期的に担当する業務の執行状況の報告を行う。

④当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役は、職務の執行につき次の権限を有する。

- i. 監査役は、当社グループの取締役及び使用人に対し営業状況の報告及び重要文書の閲覧等を要求し、必要あるときはその説明を求めることができる。
- ii. 監査役は、当社グループの業務及び財産保全の状況を調査することができる。
- iii. 監査役は、監査業務を遂行するため必要あるときは、当社グループ各社の各種の社内会議に出席し、又はその議事録の閲覧を求めることができる。

②監査役より前項各号の要求を受けた当社グループの取締役及び使用人は、正当な理由なくしてこれを拒否し、また虚偽の申告をしてはならない。

③監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、監査上の重要課題等について意見を交換する

11. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い、または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等を請求したときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

以上